

1995年7月20日  
(平成7年)

藤沢市長 葉山 峻 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 山本 章

保健福祉総合システムに係るコンピュータ利用について（答申）

1995年（平成7年）7月13日付で諮問された、保健福祉総合システムに係るコンピュータ利用について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報保護条例第11条の規定によるコンピュータ利用を認める。

2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、コンピュータ利用の必要性は、次のとおりである。

- ① 市の福祉健康部では、保健福祉に関する相談、申請、受付、決定等を行っているが、今後、高齢化がますます進むと予想され、また、近年の社会構造や生活様式の多様化などにより、これまで以上に保健福祉ニーズの増加に伴う業務量の増大が予想される。
- ② 現在これらの事務は一部を除き手作業により行っているが、申請件数は年間相当数に上っており、相談時に迅速で、的確かつ総合的なサービスの対応が困難である。また、申請書受理後の調査の際の照会、確認に時間を要し、決定、その後のサービスの提供等に遅延を生じている。さらに受給者の異動情報は複数の事業単位で必要であるが、各業務が連動していないため、重複申請や申請漏れの防止が不完全であり、事務に支障を生じている。
- ③ このため、これら保健福祉事務に係る一連の事務をコンピュータ化し、事務処理の迅速化や効率化を図るとともに、市民サービスの向上を図るものである。

3 審議会の判断

以下のことから、コンピュータ利用を認めるものである。

① コンピュータ利用の必要性

本業務は、迅速で、的確かつ総合的な事務処理が求められており、さらに処理件数が年間相当数に上っていることから、現行の処理方法では、非効率的で、的確な市民サービスに欠けるおそれがあり、また、多種多様な事務処理に相当の時間を要しているためコンピュータを利用する必要性は認められる。

② 取扱う個人情報の範囲

コンピュータで取扱う項目は、各業務の根拠法令等に基づく受給者本人、同居の親族及び同居外の親族の住民記録、税情報、保健福祉情報等となっているが、これらは本業務における必要最小限の項目であると認められる。

③ 他のファイルとの結合

本業務におけるシステムについては、保健福祉総合システム用のホストコンピュータから本庁の福祉健康部各課及び地区福祉窓口の端末機に専用回線で接続されるため、他のファイルとの結合による個人情報の加工処理はされないと考えられる。

④ 安全対策

本業務の処理にあたっては、端末機の利用者を限定したうえで、個人ごとにIDカードを交付し、パスワードの設定、端末機の使用状況の記録のほか、端末機の設置場所についても充分考慮すること等を規定した、「保健福祉総合システム取扱い要領」に基づき運営されるため、安全対策上の配慮がなされていると認められる。

4 審議会の意見

本市において、各種保健福祉業務を行うにあたり、税担当課が保有する税情報を必要とするが、この情報を利用することについては、地方税法上の規定により厳しく制限されている。

よって、本業務を行うにあたり必要とする個人の税情報等の収集については、原則として本人から収集すべきであるが、それが不可能なときで、当該業務が法令等に基づき行われている場合にあつては、市長に調査権を付与することなどを定めた規則を制定するなどして対応すべきである。

以 上